

第4 災害対策本部

1 大規模災害等における広域的対応や初動対応の強化

(1) 初動時における災害対策本部総合調整室への防災局経験者の配置・活用

総合調整室を早期に立ち上げ、災害対策本部が支援活動を迅速に展開できるように、他県例を参考にし、防災局経験者等を配置、有効活用する仕組みづくり、防災局職員以外の要員等についても、OJT（On the Job Training）として災害対策連絡室や災害警戒本部で情報収集を行い業務を経験する機会の検討

(課題と対応方針)

今回の地震は、発生が人事異動直後であり、初めての災害対応が今回の地震対応であった職員も少なくなかった。

今回よりも、さらに大規模な災害が発災した場合等において経験の少なさから、災害対策本部の立ち上げに時間を要する等、初動の遅れが懸念される。災害対策本部活動を迅速・適切に処理するため、平時から当該業務に従事する職員を全庁的に動員できる体制を整備し、切れ目のない対応をする必要がある。

(具体的な取組内容)

- 災害対策本部総合調整室に防災局経験者を配置、活用する仕組みを検討
- 災害対策本部で情報収集を行う情報収集班に配置された防災局職員以外の要員等について、災害対策連絡室や災害警戒本部で情報収集業務を経験する機会を設けることを検討

(実施機関：(県)防災局・総務部・各部局)

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
災害対策本部総合調整室に防災局経験者を配置、活用する仕組みを検討	防災局・総務部（各部局）	検討	実施	検証・改定
災害対策連絡室や災害警戒本部における情報収集対応を他部局職員にも広く経験させる制度を検討	防災局・総務部（各部局）	検討	実施	検証・改定

(2) 県内被災市町村に対し、他県等からの人的支援の「受援」をスムーズに受け入れ必要な人的支援を的確に行き渡らせるための体制の整備

他都道府県等からの広域的な人的支援の受入れと県内市町村への人的支援の調整については総務部長が防災局長と連携して実施（広域応援のときも同様）

(課題と対応方針)

今回の地震では、発災直後から熊本県庁及びカウンターパート方式により支援を担当した南阿蘇村に職員を派遣し、被災状況や人的支援ニーズ等の情報収集に努めた。しかし、被災市町村では、当初危機管理体制を含む行政機能が著しく低下して

いたため、支援を要する業務や必要人員数の把握等が困難であった。また、応援職員の受入れやそれを活用する体制が整っておらず、応援職員を十分に活用できていない状況も見受けられた。

広域災害や大規模災害の発生時には、県境を越えた広域応援を受けることとなる。県及び県内市町村による人的支援と広域応援を効果的、効率的に機能させるには、受援側及び応援側の役割を明確化するとともに、応援が必要となる業務の洗い出しや時系列別の整理を行うなど有事に備えた体制整備を行わなければならない。

今後、他都道府県からの広域的な人的支援の受入れや、県職員の派遣を含めた県内市町村への人的支援の調整については、九州地方知事会事務局や人事課、市町村振興課を所管する総務部長が防災局長と連携して実施することとする。併せて県内市町村においても災害時に、必要な支援が的確に行き渡るよう、被災した場合の受援のあり方や被災市町村へのあり方についてルールづくり及び見直しを行う。

一方、各応援県が当該県内市町村と連携の下、支援を円滑に展開するためには、九州市長会や九州地区町村会長会との調整や、カウンターパート方式の枠外で実施される他の支援スキーム（厚生労働省の保健師チーム等の専門家同士のネットワーク等）との連携強化も必要である。

(具体的な取組内容)

○「大規模災害における人的応援・受援手順書（仮称）」の策定

- ・ 応援が必要となる業務の洗い出しや時系列別の整理、受援側として責任を持った判断のできるリーダーの明確化等を意識した、「受援計画」等各種マニュアルの見直し・整理等（再掲）
- ・ 九州市長会や九州地区町村会長会等との申合せ等に基づく要請スキームの明確化
- ・ カウンターパートと関連付けた人員配置の可否の検討を含め、より円滑な連携や現場対応を可能とするための厚生労働省や社会福祉協議会、建築士協会、日本水道協会等との応援、受援に関するルールづくり

○ 県や市町村における BCP、受援計画、各種マニュアルの作成、見直しの推進及び支援（研修会の実施等）（再掲）

○ 地域防災計画の改定

(実施機関：(県)防災局・総務部 (県災対)各対策部 (関)市町村)

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
「大規模災害における人的応援・受援手順書（仮称）」の策定	防災局・総務部	案作成	改定 訓練による検証・見直し	改定 訓練による検証・見直し
BCP、受援計画・各種マニュアル、の作成、見直しに関する研修会の実施等（再掲）	防災局・総務部 ・各対策部 （市町村）		研修会実施等	研修会実施等
地域防災計画の改定	防災局・総務部	改定案作成	改定 訓練による検証・見直し	改定 訓練による検証・見直し

2 災害対策本部、防災センターの機能強化

現在、防災センターがある新館8階フロア全体の有効活用や新館エレベーターが停止した際の災害対策本部会議室の代替案、及び政府現地災害対策本部スペースの確保

(課題と対応方針)

通常の災害対応では、県庁新館8階の防災センターを拠点に情報収集等を行っているが、現在の防災センターは、総合調整室が使用するにしても既に手狭の状態にある。大規模災害が発生した場合は、災害対応要員を増員する必要がある、加えて他の自治体や関係機関等からのリエゾンを受け入れることから、新館8階では十分なスペースの確保が困難である。そのため、南海トラフ大地震のような大規模災害が発生した場合、現状においては、必要な資機材等を新館14階に設営して、災害応急活動を行うこととしている。

しかしながら、今回、熊本県では県庁新館10階の防災センターに災害対策本部を設置したが、相次ぐ余震によりエレベーターが停止。知事はじめ本部職員は、10階まで階段で昇らざるを得なくなった。また、参集後も庁内各部署や県庁2階に設置された政府の現地対策本部との連絡調整のため、階段を往復することを余儀なくされ、連携を図るうえで支障となった。今後、当県でも大きな災害で新館エレベーターが停止した場合（今回、当県でも新館エレベーターが緊急停止し、必要な保守作業が終了するまでの約1時間、上層階への移動手段は階段のみとなった。）、新館14階大会議室に災害対策本部を設置することが困難となる（机や機材の搬入、本部要員や応援職員の移動に課題）ことや、災害対策本部会議室が新館8階にあり、各対策部からの行き来が非効率であること、各機関の活動スペースを確保するのは困難な状況であることに加え、今回の地震で熊本県庁内に政府現地対策本部が設置されており、同様のスペースの確保が必要であること、被害規模によっては、長期化に伴う災害対応要員の休憩スペースを確保し、体制の強化を図る必要が生じるなどから、災害対策本部会議室、防災センターの設置場所について再検討を行う。

(具体的な取組内容)

- 災害対策本部会議室や防災センターのスペースの拡充や設置場所の検討
 - ・「現地対策本部業務マニュアル」（中央防災会議主事会議）に基づき、政府現地災害対策本部のスペースを200㎡程度の確保
- 被災現場のヘリテレ映像等により早急に状況把握が行えるよう必要な受信機器等の整備
- 災害対応の長期化に備えた仮眠室や休憩室、シャワー室の設置の検討

(実施機関：(県)総務部・防災局 (県災対)各対策部)

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
災害対策本部会議室等の見直し	防災局・総務部 ・各対策部	見直し 案策定	整備	



第2回災害対策本部会議（4月16日午前4:30頃）
県庁新館8階 災害対策本部会議室



防災センターの様子（4月16日午前6:30頃）
県庁新館8階 防災センター

第5 その他

1 施設対策の推進

(1) 県有施設等の防災対策強化

地方機関の庁舎や公用車等の県有施設等の防災対策強化

(課題と対応方針)

液状化の危険度が高い地域や津波浸水想定区域内に立地している地方機関等があり、災害時の初動体制や復旧対策などへの影響が懸念される。

また、県所有公用車についても、平置き駐車場で保管されており、30年以内発生確率70%程度の南海トラフ地震により津波が発生した場合、沿岸部の公用車は安全な高台に避難できなければ使用不能となり、災害対応や業務継続における公用車確保が課題となっている。

加えて、知事をはじめ災害時に陣頭指揮を執る職員については、県庁舎近隣の公舎に居住しているが、これら公舎については老朽化が著しく、また津波浸水区域に所在するため、災害時における職員の安全確保、ひいては災害対策本部機能の確保が課題である。

(具体的な取組内容)

○地方機関等の移転等の検討

- ・災害発生時における初動対応や復旧作業を迅速かつ着実に行うため、液状化の危険度が高い地域や津波浸水想定区域内に立地している地方機関等の移転検討
- ・警察本部も含め、県庁敷地内にある約180台の公用車についての既存の大手町駐車場も活用した駐車場整備
- ・知事をはじめ危機管理上、県庁舎近隣に居住している職員等が居住する公舎の再整備

(実施機関：(県)総務部・関係部局)

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
地方機関等の移転	総務部・関係部局	検討	調査・基本設計	実施設計・整備
県庁舎内公用車の再配置	総務部・関係部局	検討	調査・実施設計 車庫新設	駐車場整備 公用車再配置
舞鶴地区職員宿舎の移転整備	総務部	PFI等の導入 可能性調査	事業公募・ 事業者選定	設計・整備

(2) 県内自治体庁舎や避難所施設等における耐震化の推進や老朽化の対策

県内自治体庁舎等の現状把握を行い、市町村の取り組みに対するフォローアップ等を実施

(課題と対応方針)

県内自治体庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要（耐震化を終えていない避難所において照明設備が落下したため、他の避難所を確保、異動させる必要が生じた。[熊本]）現在、県内 10 市町で耐震基準を満たしていない本庁舎や支所・振興局の庁舎があり、発災時、災害対応の拠点となる県内自治体庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要である。

(具体的な取組内容)

- 各市町村への聞き取り調査（5/20～26 実施済み）
- 耐震化推進や庁舎に関する長期的な方針についての助言
- 未耐震庁舎に関する取組状況のフォローアップ調査の実施
- 防災拠点としての位置付けの見直し・検討

(実施機関：(県)防災局・総務部 (関)市町村)

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
耐震基準を満たしていない庁舎等の建て替え・耐震化、フォローアップ調査	防災局・総務部（市町村）➡
防災拠点としての位置付けの見直し・検討	防災局（市町村）➡

2 各種応援部隊への対応

(1) 受援体制の強化

大分県緊急消防援助隊受援計画の改正

(課題と対応方針)

今回の熊本地震では緊急消防援助隊³¹をはじめとする多数の支援部隊が一度に熊本県入りしたため、被災地及び周辺で部隊の宿泊スペースの確保等が困難であったことから受援体制の強化が必要である。

³¹ 阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成 7 年 6 月に創設された消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条に基づいた部隊。

緊急消防援助隊という専属の部隊があるわけではなく、普段、地元の災害に対応している消防隊が、大規模・特殊災害が発生し、被災地の消防隊のみでは対処できない場合、「緊急消防援助隊」として都道府県ごとに部隊を編成して応援に駆け付ける。今回の熊本地震では、最大派遣時部隊数 20 都府県 569 隊（ヘリ 18 機含む）、最大派遣時人員 約 2,100 名が活動した。

(具体的な取組内容)

- 「大分県緊急消防援助隊受援計画」の改正
 - ・県広域受援計画との整合性を図り、市町村ごとの宿営場所や進出拠点の時点修正。宿営場所については、できる限り被災者の避難施設と共用しない場所を選定し、被災者と隊員の心理的負担感軽減に配慮

(実施機関：(県)防災局(消防保安室))

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
大分県緊急消防援助隊受援計画の改正に伴う、宿営場所及び進出拠点等の見直し	消防保安室	照会	改正 各市町村受援計画策定	※H35年度緊急消防援助隊合同訓練実施時に検証

(2) 防災航空隊基地（県央飛行場）の機能強化

防災航空隊基地（県央飛行場）の緊急消防援助隊ヘリベースとしての運用を再検証し必要な機能の整備

(課題と対応方針)

熊本地震では各県からの緊急消防援助隊航空部隊が熊本空港内の熊本防災消防航空センターをヘリベースとして、熊本空港の給油施設や駐機スペースを活用した。その活動状況を参考に防災航空隊基地（県央飛行場）の現状を検証し、整備が不十分な燃料補給、駐機スポット、ヘリベース運用体制等を機能強化する。

(具体的な取組内容)

- 航空燃料の確保等
 - ・発災直後3日間の必要燃料を確保するための給油施設を整備
 - ・不足する燃料を速やかに調達するため燃料事業者と調整
 - ・ヘリの迅速な燃料補給のためにタンクローリーを確保
- 駐機スポットの整備
 - ・多数の防災ヘリを円滑に受け入れるために駐機スポットを整備
- 通信施設の整備
 - ・各県防災ヘリとの迅速・円滑な連絡調整を行うために緊急消防援助隊の活動に使用するデジタル無線設備を整備
- 緊急消防援助隊支援体制の整備
 - ・ヘリの活動支援、関係機関との連絡調整等多岐に渡る、ヘリベース業務に必要な要員を確保

(実施機関：(県)防災局(消防保安室) (関)市町村)

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
燃料調達等に関する事業者との調整	消防保安室	燃料事業者等との調整	業者等との調整	協定締結等
給油施設、駐機スポット等の整備	消防保安室		計画策定	実施背計・整備
通信施設の整備（防災航空隊）	消防保安室		整備	
通信施設の整備（基地局）	消防保安室		計画策定	整備
緊急消防援助隊支援体制の整備	消防保安室（市町村）	各消防本部等との調整	本部等との調整	訓練実施



防災航空隊基地（大分県央飛行場）ヘリベース指揮所（訓練）
（平成27年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練 平成27年11月）

3 災害廃棄物への対応

今回の地震では、県内の廃棄物処理施設は被災しなかったことから、避難所からの生活ゴミの処理はスムーズに行われた。

建物の被災により生じた災害廃棄物については、多くの市町村で平時のごみ処理サイクルにより処理された。発生量の多かった由布市では仮置場を設置し、職員が交代で現場対応を行ったが、早期に仮置場が満杯となるなど、初期段階においては、仮置場の運営管理に苦慮した事例も見られた。

また、今回の熊本地震では、特例として半壊家屋の解体が環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となったことから、市町村においては、発災直後の処理に加え、家屋解体に伴う災害廃棄物の処理を行うこととなった³²。

³² 通常、全壊家屋を除く損壊家屋等の解体費用については災害等廃棄物処理事業費補助金の対象としていないが、今回、半壊家屋であって利用が困難であると所有者が判断したものについては、生活環境保全上の支障が生じないよう、すみやかに解体・撤去作業を行う必要があるため、同補助金の対象としたもの。被災市町村において生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等の解体・撤去が円滑に実施されるようになった結果、損壊家屋等の解体に伴い廃棄物が生ずるペースも上がることとなった。

(1) 広域処理体制の整備

大量の災害廃棄物処理のための広域処理体制の整備

(課題と対応方針)

熊本県では、一度に大量の廃棄物が発生したことから、仮置場が早期に満杯になり、処理が停滞した。大分県でも規模は小さかったものの、仮置場において同様の事例が確認された。

このため、災害廃棄物の処理主体である市町村が、大量の災害廃棄物を迅速に処理するため方策として、早期に災害廃棄物処理計画を策定するよう支援する。

また、今回は大分市が、熊本県内で発生した生活ゴミや災害廃棄物を受け入れるなどの支援を行ったが、災害廃棄物を受け入れる側の体制整備も必要であり、平時において九州内の自治体が連携して広域処理体制を整備しておく必要がある。

(具体的な取組内容)

○国、九州内の県等自治体、民間団体、学識経験者等で構成する「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」において、九州全体で相互に連携して災害廃棄物処理を実施するための体制整備を検討

[主な検討内容]

- ・支援する側と支援を受ける側の情報の共有が円滑になされるよう、情報のやり取りを一元管理する仕組みづくり
- ・熊本地震の対応経験をもとに課題や好事例についても整理を行いながら、九州ブロックの行動計画を策定予定

(実施機関：(県)廃棄物対策課 (県災対)被災者救援部 (関)市町村・関係機関)

実施項目(上記取組のための具体的実施項目)	取組主体(相手方)	28年度	29年度	30年度以降
九州ブロックの行動計画を策定し、体制を整備	廃棄物対策課・大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会	行動計画 検討	行動計画 策定	訓練実施 改定
市町村の「災害廃棄物処理計画」の策定・見直しの支援	被災者救援部(市町村)	説明会の 開催	進捗状況把握 計画確認・検証	進捗状況把握 計画確認・検証

4 南海トラフ地震個別対策計画の策定

(1) 南海トラフ地震対策に関する個別対策計画

「大分県南海トラフ地震対処計画」(仮称)の策定

(課題と対応方針)

南海トラフ地震が発生した場合に備え、中央防災会議では「南海トラフ地震にお

ける具体的な応急対策活動に関する計画」(平成26年度)を策定し、被災都道府県への具体的な支援内容をあらかじめ示しており、これに基づき県では「広域受援計画」(平成27年度)を策定している。

一方で、南海トラフ地震の様に、東海地方から九州地方まで広域に被災した場合、日本全体における資源が枯渇して、計画で予定していた支援を受けられない可能性があり、これに対処する方法を検討する必要がある。

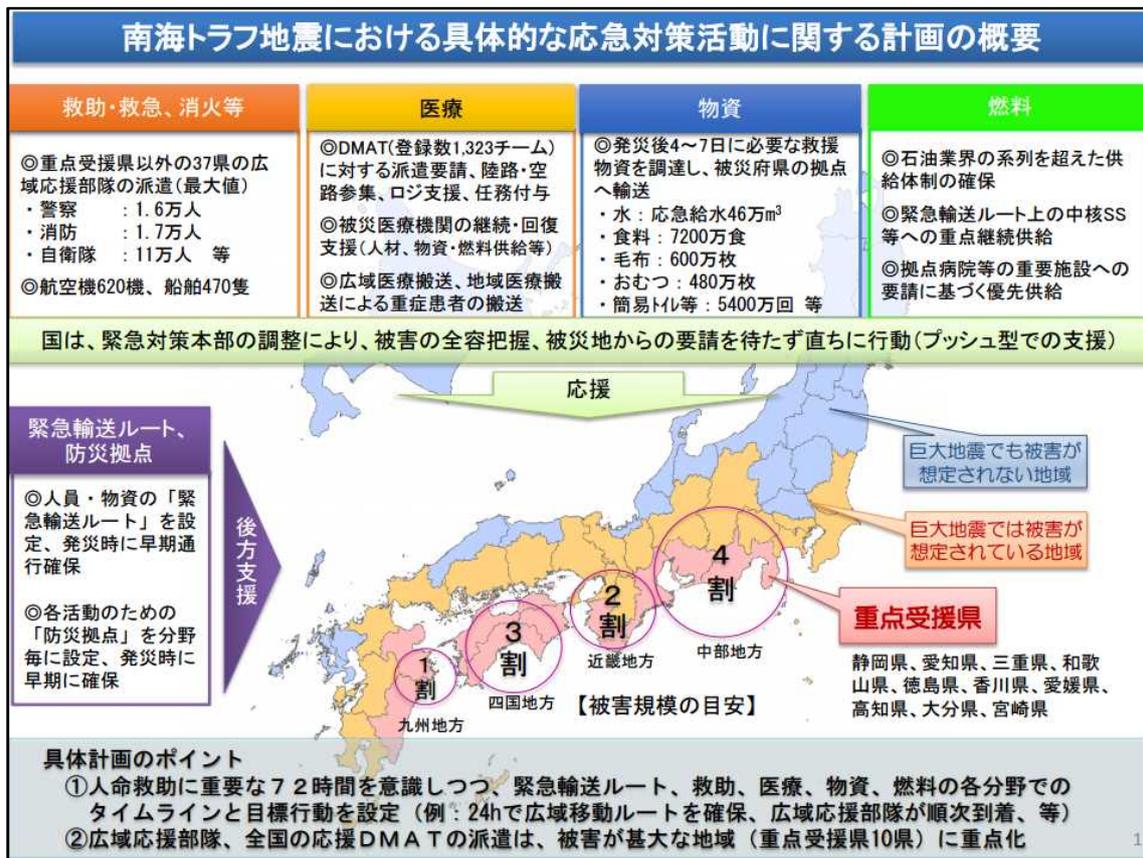
(具体的な取組内容)

○「大分県南海トラフ地震対処計画(仮称)」の策定

- ・予定していた県外からの部隊・物資等の支援を受けられず、県内に有する資源のみで一定期間対応することを想定し、県内に有する資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法をあらかじめ明らかにするための計画を策定

(実施機関：(県)防災局)

実施項目(上記取組のための具体的実施項目)	取組主体(相手方)	28年度	29年度	30年度以降
「南海トラフ地震対処計画」(仮称の作成)	防災局	策定準備	策定	訓練実施 検証



南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画³³の概要(内閣府(防災)HPからの抜粋)

³³ 中央防災会議幹事会(2015)「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(平成27年8月30日)」

5 地震や津波の発生と、原発事故との複合災害時の対策

(1) 地震や津波の発生と、原発事故との複合災害時に備えた対策

複合災害時の適切な避難行動について、説明会や訓練を通じて住民に周知徹底、屋内避難の指示を住民等に確実に伝達するための災害時情報伝達手段の確保

(課題と対応方針)

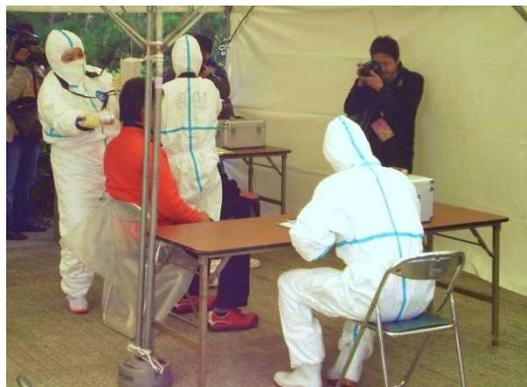
地震や津波の発生と、原発事故との複合災害時に備えた対策として、複合災害時の適切な避難行動について、説明会や訓練を通じて住民に周知徹底、屋内避難の指示を住民等に確実に伝達するための災害時情報伝達手段の確保を図る。

(具体的な取組内容)

- 大分県原子力災害対策実施要領に基づく県原子力防災訓練の実施
- 公共施設への屋内退避を想定した訓練の実施
- 新たな資機材の導入による体制の強化
 - ・サーベイメーター³⁴、IP 無線機などの必要資機材の導入

(実施機関：(県)防災局)

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
県原子力訓練防災訓練の実施	防災局	 11/11 実施済み	 実施	 実施
新たな資機材の導入による体制の強化	防災局	 検証・ 導入検討	 検証・ 導入検討	 検証・ 導入検討



平成 28 年度 大分県原子力防災訓練の様子（平成 28 年 11 月 11 日）

³⁴ 空間線量率の測定や表面汚染の検査などに用いられる小型で可搬型の放射線測定器